

平成13年第9回

八田村、白根町、芦安村
若草町、櫛形町、甲西町
合併協議会会議録

平成13年11月22日 開会

平成13年11月22日 閉会

第9回 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会

平成13年11月22日
午後2時 開議
白根桃源文化会館

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ(齋藤公夫会長)

日程第3 議事

(1) 報告事項

報告第1号 合併協議会委員の変更について

報告第2号 合併協議会各小委員会の審議状況について

(2) 協議事項

協議第1号 合併に関する協議項目の決定について

協議第2号 新市将来構想について

協議第3号 住民意向調査実施要領について

協議第4号 平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会補正予算(第2号)について

日程第4 その他

日程第5 閉会

事務局長（大野昌樹君）

お待たせいたしました。

本日は、委員の皆様方には公私何かとご多忙中のところ、本協議会にご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから第9回八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会を始めさせていただきます。

はじめに合併協議会の会長であります八田村の齋藤村長が、ごあいさつを申し上げます。

会長（齋藤公夫君）

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、白根桃源文化会館を会場に第9回合併協議会を開催いたしましたところ、委員各位には師走を間近に控え、何かとご多忙の中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また平素、当圏域合併の醸成のため、何かとご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

おかげさまで、当合併協議会委員をはじめ構成6町村合併研究会のご努力もあり、圏域住民の合併に対するご理解、必要性に対する認識も大変盛り上がっていることを肌で感じるようになり、ありがたく厚く感謝に堪えない次第であります。

また、全国的にも去る6月21日、経済財政諮問会議がまとめた今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針において、市町村合併のより強力な促進の方向が盛り込まれたことにより、内閣に設置された市町村合併支援本部の機能も高まり、全国的にも市町村合併についての国民への啓発が行き届き、合併重点支援地域の指定につきましても、今日まで12県19地域の指定を受け、当峡西地域6町村も山梨県下1号で、去る10月12日付けで指定を受けております。

そんな折、ここにきて全国的にも一気に気運が盛り上がり、当合併協議会には連日のように視察者が訪れており、対応することが大変のようであります。

また、県内各地域の動きも活発に議論が交わされており、いまや市町村合併は早いか遅いかの時代を迎えようとしております。

おかげさまで当合併協議会は、県内初の法定協議会として発足し、以来、委員各位のご協力をいただき、スケジュールに沿って順調に協議運営され、感謝に絶えない次第であります。

さて本日、開催の合併協議会の議案は、既にお手元に配布のとおりであります。報告事項の1号では、甲西町の議会議員の改選に伴い、委員の変更がありました。既に今沢町長さんから辞令交付をお願いしてありますので、ご報告するものであります。

また、報告第2号は、合併協議会小委員会のこれまでの審議状況の報告であります。

次に、協議事項であります。協議第1号は合併に関する協議項目の決定についてであります。この件につきましては、合併協議における最重要課題とされる協定項目の調整協議でありまして、去る4月開催の第7回合併協議会において、5つの各小委員会を設置していただいて以来、59項目に及ぶ合併協定調整項目を、各専門小委員会ごとに精力的にご審議していただき、委員のご理解ある賢明なご判断により、短期間のうちにすべて無事に調整にご尽力していただき、本日ここに提案する運びになり、感謝に堪えない次第であります。

また、住民小委員会の協議の中で、白根町、八田村、芦安村3町村の三郡衛生組合斎場にかかわる取り扱いに関する件につきましてもご協議していただきました。この件につきましては地元甲

西町をはじめ構成町村との調整も必要とされることから、後刻、話し合いをしていただき、ご協力していただけることになっておりますので、ご報告しておきます。

次に、協議第2号 新市将来構想につきましては、去る8月8日に第1回新市将来構想策定小委員会を立ち上げて以来、4回にわたる慎重な協議を重ね、10月2日、無事に新世紀にふさわしい新市将来構想の原案をつくり上げることができ、本日、上程の運びになりました。特に、新市将来構想策定にあたりましては、地域住民の不安要素の一つといわれる一極集中的な排除のため、圏域内に現6町村を基盤に6つの拠点を置き、6町村の長期総合計画を引き継ぎ、その政策理念を尊重し、連携し合うことにより、特色ある繁栄を考えております。また合併後、いかに身近で今までと変わらぬ行政サービスを提供することができるかということに主眼を置き、その上に夢と躍動を覚える理想の新市将来構想を描いておりますので、域内住民のご理解をいただけるものと信じ、ここにご提案申し上げるものであります。

次に、協議第3号の住民意向調査実施要領についてであります。本日、協議第1、2号の調整項目および新市将来構想をご認定いただければ、明年1月には調整項目および新市将来構想を6町村全戸に配布、2月中には6町村全域に住民説明会を開催し、合併内容を十二分ご理解された3月にアンケート調査を実施するものであります。アンケート調査につきましては、当初、予算的なことも考慮し一般的アンケート方式を採用して20%抽出方式を考えましたが、合併をより多くの住民に理解をしていただくことを考え、18歳以上の全住民からアンケート調査をすることにいたしましたので、よろしくご理解願いたいと思います。

次に協議第4号は、以上議案第3号までの事業を推進するために必要な経費を予算補正としてお願いするものであります。詳細につきましては、事務局からご説明申し上げます。

なにとぞ十分ご審議していただき、ご承認いただけるようお願いし、ごあいさつと概要の説明に代えさせていただきます。

本日は、どうもお忙しい中ありがとうございます。

事務局長（大野昌樹君）

ありがとうございました。

続きまして、報告ならびに協議事項に入ります。

会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定により、会長にお願いいたしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

議長（齋藤公夫君）

本日の会議につきましては、委員をお願いしている66名中62名の方にご出席をいただいております。合併協議会規約第10条第1項の規定によります2分の1を超えておりますので、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。

合併協議会規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布を申し上げました会議次第にしたがいまして進めさせていただきます。

議長（齋藤公夫君）

報告第1号 合併協議会委員の変更について

事務局から報告いたします。

事務局。

事務局（大野昌樹君）

それでは、報告第1号について規約第7条に基づく合併協議会委員に変更がありましたので、報告いたします。

資料の1ページですので、参考をお願いいたします。

甲西町2号委員、選出区分は議長でございます。今までの小川和茂委員に替わりまして入倉善文委員、変更年月日は平成13年10月25日でございます。

同じく、甲西町4号委員、選出区分は議員でございます。高石鷹雄委員に替わりまして村松文男委員、変更年月日は平成13年10月25日でございます。

以上で、合併協議会委員の変更についての説明を終わります。

議長（齋藤公夫君）

報告第2号 小委員会の審議状況について

各小委員会より報告をお願いいたします。

それでは、総務・企画・議会小委員会の清水勝則委員長、お願いいたします。

総務・企画・議会小委員会委員長（清水勝則君）

総務・企画・議会小委員会の審議状況について報告いたします。

合併に関する協議結果の2ページからご覧をいただきたいと思います。

総務・企画・議会小委員会では、7回にわたり15の協議項目について審議を行ってまいりました。

7月12日開催の第8回合併協議会において承認をいただきました1項目を除く残り14項目すべてについて、意見集約をいたしました。

お手元の合併に関する協議結果の2ページからをお開きを願いたいと思います。

- 1 一部事務組合の取り扱いに関すること。
一部事務組合の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - （1）6町村内で構成している一部事務組合（白根町八田村学校給食組合、峡西広域行政事務組合、野呂川水道企業団）については解散し、新市の事業部門に編入する。
 - （2）6町村以外の公共団体と構成している一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。なお、中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合の共同処理内容は、現行のまま新市に移行する。
- 2 町村内の町名・字名の取り扱いに関すること。
町名・字名の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - （1）芦安村については、大字の設定区域は現行のとおりとし、大字名の前に「芦安」を付する。
 - （2）八田村、白根町、若草町、櫛形町、甲西町については、大字は現行のとおりとし、現町村名は付さない。付帯事項といたしまして、支所、消防組織等に現町村名を付する。
- 3 公共的団体等の取り扱いに関すること。
現状のまま新市に移行することを基本とし、必要に応じて連合会方式を採用する中で、一本化できるものについては、合併後も含めて統合を図る。
- 4 支所・出先機関の取り扱いに関すること。

支所・出先機関の取り扱いについては、現役場庁舎を支所として活用し、出先機関は現行のとおりとする。

5 慣行（町村章、憲章等）の取り扱いに関すること。

慣行（町村章、憲章等）の取り扱いについては現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。

6 行政連絡機構の取り扱いに関すること。

行政連絡機構の取り扱いについては現状のまま移行し、必要に応じて中間的な連絡組織を設ける。

7 特別職（各種行政委員会の委員を含む。）及び各種附属機関の委員等の身分の取り扱いに関すること。

特別職（各種行政委員会の委員を含む。）及び各種附属機関の委員等の身分の取り扱いについては、法令等に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市建設計画に明記する。

8 財産、公の施設の取り扱いに関すること。

財産、公の施設の取り扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

付帯事項、芦安村の山小屋の件については、村からの具体的な提示案を後日確認する。

9 消防団の取り扱いに関すること。

消防団の取り扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。新市の消防団の組織体制、報酬手当等は、地域の特殊事情によるものを除き統一することを基本に、関係者の協議調整を踏まえて決定する。また、個々の事業計画については現状を基本に、新市の消防計画を策定する際、必要に応じて調整する。

10 地方税の取り扱いに関すること。

地方税の取り扱いについては、次のとおりとする。

（１）市民税の納期については、八田村、白根町、芦安村、櫛形町の例によることとし、法人税歩合の税率は13.1%とする。

（２）固定資産税の納期については、白根町の例による。

（３）軽自動車税の納期は、八田村、白根町、若草町、櫛形町、甲西町の例による。

12 出資団体等の取り扱いに関すること。

出資団体等の取り扱いについては現状のまま新市に引き継ぎ、同種のものについては新市施行後、関係者との協議の中で統合等を検討する。

13 議会議員の定数及び任期の取り扱いに関すること。

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用することとし、在任期間については新市建設計画等に明記する。

14 使用料及び手数料（総務・企画・議会関係）の取り扱いに関すること。

使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

15 補助金（総務・企画・議会関係）の取り扱いに関すること。

補助金の取り扱いについては現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で、必要に応じて調整する。

以上、総務・企画・議会小委員会での報告を終わらせていただきます。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

次に、産業・経済小委員会の委員長は公務のため欠席しておりますので、副委員長にお願いいたします。

産業・経済小委員会副委員長

それでは、産業・経済小委員会の審議状況について報告しますが、ただいま会長のほうからありましたように委員長が公務のため欠席ということで、副委員長の私が報告するわけでございますので、不慣れな点がありますのでご了解をいただきたいと思っております。

それでは、産業・経済小委員会の報告をします。

産業・経済小委員会では、7回にわたりまして協議項目につきまして審議をいたしました。

7月12日開催の第8回合併協議会において承認をいただきました2項目を除いた7項目すべてにつきまして、意見の集約ができました。

お手元の資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。

1 農林基盤整備事業の受益者負担の取り扱いに関すること。

農林基本整備事業の受益者負担金の取り扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新規事業は事業採択時に新市において調整することとし、調整方式は次のとおりとする。

広域農道等幹線道路は除く

- (1) 災害復旧事業の農地です。工事費に対し補助算の25%。
- (2) 県単土地改良事業、工事費に対し5%。
- (3) その他の土地改良事業、工事費に対し補助残の10%。

2 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いに関すること。

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内の間において引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することとする。在任期間は、新市建設計画等に明記する。ただし、町村ごとに次の数を上回らないものとする。八田村10名、白根町17名、芦安村10名、若草町13名、櫛形町16名、甲西町14名。

3 農林業振興の一体的取り扱いに関すること。

農林業振興の一体的取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 若草町で実施している転作特別奨励金については、新市における転作面積の配分方法と併せ検討する。
- (2) 農振農用地区域については現行どおり移行し、新市において策定する農業振興地域整備計画と併せて調整する。
- (3) 農業経営基盤強化については、新市において農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想および地域農業マスタープランを策定する。また、継続的事業については新市に引き継ぐ。
- (4) 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して、新たな施策を定める。
- (5) 農業後継者育成資金の貸し付けについては、当面、有利な融資条件に合わせることにし、新市施行後、新たな基準を検討する。
- (6) 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で新市の計画を策定する。

4 農林土木事業の取り扱いに関すること。

農林土木事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 土地改良事業にかかる単独補助については合併時に廃止し、新市において新たに検討する。
 - (2) 土地改良事業の継続事業については現行の補助率で新市に引き継ぎ、新規事業の補助率は事業採択時に新市において調整する。
 - (3) 農道および林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- 6 商工業・観光振興に関すること。
商工業・観光振興の取り扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
 - (2) 合併後、速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。
 - (3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。
 - (4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引継ぎ、また、新市の商工業振興計画を策定し、統一的な振興を図る。
- 8 使用料及び手数料（産業・経済関係）の取り扱いに関すること。
使用料及び手数料の取り扱いについては現行のまま移行し、新市において必要に応じ見直しを図る。
- 9 補助金（産業・経済関係）の取り扱いに関すること。
補助金の取り扱いについては現状のまま新市に移行し、必要に応じ見直しを図る。

以上で、産業・経済小委員会の審議状況の報告を終わります。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

次に、建設小委員会の委員長、お願いいたします。

建設小委員会委員長

それでは、建設小委員会の審議状況について、ご報告いたします。

建設小委員会では、6回にわたり10の協議事項について審議を行ってまいりました。

7月12日開催の第8回合併協議会において承認いただきました5項目を除く残り5項目すべてについて、意見集約をいたしました。

お手元の合併に関する協議結果の7ページをお開きいただきたいと思います。

- 2 道路・河川・公園等の一体的整備の取り扱いに関すること。

道路・河川・公園等の一体的整備の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 継続中の事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 各事業の整備計画等については、各町村の基本理念に基づき新市の総合計画等の中で調整する。また、事業の執行にあたっては、整備率など地域バランスに考慮した整備を図る。
- (3) 公園の整備・管理については、新市において所轄部署の一元化を図る。

- 3 建設・建築事業の取り扱いに関すること。

建設・建築事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 水道、水路、継続中の事業等については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 河川清掃等の報償金、補助金については現状のまま新市に引き継ぎ、各地域の実情を踏まえる中で基準の見直しを検討する。
- (3) 水防計画については、各町村の現行水防計画や各地域の実情を踏まえる中で、新市

としての水防計画を策定する。

- 5 上水道、簡易水道、小規模水道の取り扱いに関すること。
上水道等については、現行の各事業会計を新市に移行し、管理体制を一元化する。また、新市の水道整備計画を策定し、住民生活に支障のないよう調整しながら一元化を図る。
- 9 使用料及び手数料（建設関係）の取り扱いに関すること。
使用料及び手数料の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - （１）公共下水道料金については、県の指導基準を基に統一する。
 - （２）その他の使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。
- 10 補助金（建設関係）の取り扱いに関すること。
補助金の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - （１）花壇、生け垣推進に関する補助金については全市を対象とし、水準の高い甲西町の例による。
 - （２）水洗便所設置費補助金については全市を対象とし、水準の高い白根町及び櫛形町の例による。
 - （３）その他については現状のまま新市に移行し、必要に応じて調整する。

以上が、建設小委員会での審議状況の報告といたします。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

次に、住民小委員会の委員長、お願いいたします。

住民小委員会

住民小委員会の審議状況について報告いたします。

住民小委員会では、7回にわたり13の協議項目について審議を行ってまいりました。

7月12日開催の第8回合併協議会において承認をいただきました2項目を除く11項目すべてについて、意見集約をいたしました。

お手元の合併に関する協議結果の9ページをお開きください。

- 2 国民健康保険の取り扱いに関すること。
国民健康保険の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - （１）国民健康保険の税率については、基金の有効活用などにより住民の負担増とならないよう努める。
 - （２）基金については、合併後の運営に支障のない範囲内でそれぞれ持ち寄る。
 - （３）成人病検診補助については、サービス水準の高い白根町の例による。
- 4 介護保険の取り扱いに関すること。
介護保険の取り扱いについては、サービス水準に格差のあるものは高いほうに統一する。
- 5 児童福祉の取り扱いに関すること。
児童福祉の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - （１）国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
 - （２）各町村が独自で実施する事業については、サービス低下とならないよう新市全体に拡大し実施する。
 - （３）児童虐待については児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。
- 6 高齢者福祉の取り扱いに関すること。
高齢者福祉の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう新市全体に拡大して実施する。
- (3) 高齢者祝い金については、80歳から89歳は7千円、90歳から99歳は1万円、100歳以上は10万円とし、100歳時に給付する祝い金等は30万円とする。

7 社会福祉の取り扱いに関すること。

社会福祉の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

8 保育事業の取り扱いに関すること。

保育事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲内で統一化を図る。
- (2) 保育園の施設や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。

9 社会福祉協議会の取り扱いに関すること。

社会福祉協議会の取り扱いについては、制度の趣旨を踏まえる中で効率的・効果的な組織体制に統合する。会費は八田村、白根町、芦安村の例によることとし、サービス内容の充実を図る。

10 廃棄物・し尿処理の取り扱いに関すること。

廃棄物・し尿処理の取り扱いについては当面現行のまま移行することとし、廃棄物処理については、合併後、新市において可能な限り速やかに一本化及び施設整備等についての検討を進める。また、住民参加を図る中で新市の一般廃棄物処理計画を策定し、適切な収集業務を行う。

11 使用料及び手数料（住民関係）の取り扱いに関すること。

使用料及び手数料の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 住民票の謄本に関する証明手数料については、白根町、櫛形町の例による。
- (2) その他については現行どおりとする。

12 補助金（住民関係）の取り扱いに関すること。

補助金の取り扱いについては現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

13 火葬場の取り扱いに関すること。

火葬場については、八田村、白根町、芦安村が三郡衛生組合に参入する方向で調整に努める。調整の具体的な方針については、総務・企画・議会小委員会の決定に委ねる。

以上で、住民小委員会の審議状況についての報告を終わります。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

次に、教育小委員会の委員長、お願いいたします。

教育小委員会

ご苦労さまでございます。

最後の教育小委員会の審議状況につきまして報告いたします。

教育小委員会では、7回にわたり12の協議項目について審議を行ってまいりました。

7月12日開催の第8回合併協議会において承認いただきました5項目を除く7項目すべてについて、意見集約をいたしました。

お手元の合併に関する協議結果の12ページをお開きいただきたいと思います。

1 学校教育の取り扱いに関すること。

学校教育の取り扱いについては、次のとおりとする。

小・中学校の施設整備については、新市において策定する学校施設整備計画に基づき推進を図ることとし、策定の基本方針は次による。

- (1) 耐震等の危険状況、建築年次を考慮した事業執行をとる。
- (2) 危険状況等が同レベルの場合は、校舎優先を原則とする。
- (3) 災害時等の避難場所として使用されている施設については考慮する。
- (4) 若草町及び櫛形町の一部地域で実施しております通学助成、芦安村のチロル学園については、現状のまま新市に引き継ぐ。

2 学校給食の取り扱いに関すること。

学校給食の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 調理方式については、当面、各学校ごとに現状のとおりとし、合併後の新市において施設整備の方針を視野に入れ、関係者等の意見を踏まえ、中で統一化を検討する。
- (2) 給食費については、小学校、中学校それぞれ低い額に統一する。
- (3) 給食費等の会計処理については、新市の歳入歳出予算に計上し処理をする。

3 小・中学校の通学区域の取り扱いに関すること。

通学区域の取り扱いにつきましては、当面、現状のままとするが、区域境の地域については弾力的運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに各学校の適正規模、適正配置の検討と併せて、通学区域の見直しを行う。

5 育英事業の取り扱いに関すること。

育英事業の取り扱いにつきましては、次のとおりとする。

- (1) 育英事業については、新市において新たな制度の構築を検討する。
- (2) 芦安村における育英事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

10 使用料及び手数料（教育関係）の取り扱いに関すること。

使用料及び手数料の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設、社会体育施設の使用料については現行のまま移行し、新市において統一した算定方式等により設定できるよう速やかに調整を図る。
- (2) 使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一した基準等を定める。
- (3) 手数料については現行のとおりとする。

11 補助金（教育関係）の取り扱いに関すること。

補助金の取り扱いについては、現状のまま新市において見直し等を行う際に、必要に応じ調整をする。

12 体育協会の取り扱いに関すること。

体育協会の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新市の体育協会を設置し、町村の体育協会は各地区体育協会とし、新市体育協会の加盟団体とする。

(2) 新市体育協会の会費等は、事業等と併せて新市体育協会において検討することとし、各地区体育協会の会費等の取り扱いについては、各地区体育協会（現在の町村体育協会）に一任する。

(3) 地区体育協会等加盟団体への助成は、均等割、会員数及び事業等を考慮する中で、新市体育協会において検討する。

以上で、教育小委員会の審議状況についての報告は終わります。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

議長（齋藤公夫君）

協議第1号 合併に関する協議項目の決定について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（上野健君）

それでは、お手元の資料の5ページをお開き願います。

協議第1号について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、ただいま各委員長から意見集約結果が報告されましたが、44項目につきまして改めて当協議会の協議結果としてよろしいかお諮りするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（齋藤公夫君）

説明が終わりました。

委員の皆さんから、質問はありませんか。

（ な し ）

ありませんので、以上で質疑を打ち切らせていただきます。

協議事項第1号 合併に関する協議項目の決定について、これを原案のとおり決することにご異議ありませんでしたら、拍手をもってご承認願います。

（ 拍 手 ）

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長（齋藤公夫君）

協議第2号 新市将来構想について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（上野健君）

それでは、協議第2号につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料の6ページと別紙の1、それから将来構想の案をご覧いただきたいと思います。

先ほど、会長のあいさつにもございましたように、将来構想につきましては将来構想策定小委員会におきまして原案をまとめたところでございます。

別紙1に、その開催状況を記してございます。

それでは早速ですが中身に入らせていただきます。

お手元にお配りしました将来構想の案は、仮印刷として印刷したものでございます。

1枚表紙をめくっていただきますと目次がございます。

序章のはじめにというところで、この構想の定義付けを行っております。

第1章で地域の現況としまして、当6町村の地勢、歴史、人口、産業構造、日常生活圏それから公共施設等の状況について分析・整理して述べております。

第2章としまして都市づくりの課題、地域の特性、社会潮流への対応、本地域における課題といったものについて整理してございます。

第3章では、新しい都市の将来像としまして都市づくりの理念、新しい都市づくりの方針、施策体系といったものについて述べております。

第4章では、施策の方向としまして5本の柱に分けて施策の基本的な考え方、方向付けを整理してございます。

第5章では、新市建設プロジェクトとしまして6町村の特性を生かした形で拠点プロジェクト、新市発展プロジェクトといったものについて述べてございます。

その四角で囲ったところに新市の状況としまして、客観的なシミュレーションということで人口、組織機構、職員数、財政状況、それから合併に伴う効果といったものについて整理してございます。

以上が全体の流れでございますが、本日は時間の関係上、ポイントを絞って進めさせていただきます。

まず、1ページと2ページをお開き願います。

2ページの(2)でございますが、本構想策定の趣旨でございます。

本構想は、合併後の新市の姿を住民に示し、合併の是非を判断する材料となることを目的とします。また、合併に際してのグランドデザインとなるものであり、新市建設計画や合併後の新市総合計画の基本となるものであります。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

この構想の期間でございますが、合併目標年度の15年度を初年度とする10年間の構想でございます。

それから4ページから第1章が始まるわけでございますが、あとでじっくりご覧いただきたいと思っております。

25ページと26ページをお開き願います。

ここは第2章の最後でございますが、本地域における課題といったものにつきまして、大きく5つに分けて記載してございます。生活空間拡大への対応、多様化する行政需要への対応、地域全体の計画的なまちづくりの推進、行政サービスの効率的な提供、大規模プロジェクトの実施と大きく5つに分けて整理してございます。

次に27ページをお開き願います。

ここから第3章の新しい都市の将来像といったことで掲げてございますが、28ページの枠のところをご覧くださいと思います。

今回の将来構想を策定するにあたりまして、一番留意された点が一極集中にならないよう、多極分散・多極並存と一般的にいわれますが、6町村の特性・個性をそのまま生かして新市をつくろうといったところが着眼点でございます。そこで1つ目の基本理念が「6色の輝き 未来に継ぐ夢と希望の都市づくり」、2つ目が「人と自然が織りなす調和のとれた都市づくり」、それから「生活者の視点に立った住みよい都市づくり」、これら3つを基本理念といたしまして、将来像を「6色の夢きらめく躍動の新文化都市」といったことでまとめさせていただいております。

次に29ページでございますが、参考としまして現在の6町村の総合計画の概要でございます。

これらを踏まえた形で基本理念それから将来像を整理させていただいてあります。

次に、右側には折り込みでございますが新市全体のイメージをイラストで表しております。イメージとしましては、南アルプスの自然に抱かれた豊かな緑環境、田園風景の中に現代的な都市機能が集積され、各種の公共施設が整備されているといったものでございます。

次に、32ページをご覧くださいと思います。

ここから施策の体系ということで、大きく5本の柱で体系化してございます。

32ページが情報と連携の都市づくり、33ページがにぎわいと活力あふれる都市づくり、34ページでございますが潤いと利便性のある都市づくり、35ページが快適で心の通い合う都市づくり、36ページが個性と文化を育む都市づくりといった形で体系化しております。

それから、37ページ以降は第4章としまして、今、体系化したものに沿いましてそれぞれの具体的な考え方、基本的な方向付けといったものを記述してございます。

次に、59ページをお開き願います。

ここから第5章の新市建設プロジェクトといった形で記述してございます。

夢と希望にあふれ、新しい時代にふさわしい都市づくりに向けて、市民、企業、行政相互の協力連携のもと、一体となった取り組みを通じ、新市建設のための各種プロジェクトの展開を図ります。

1つ目の拠点プロジェクトでございますが、6町村が取り組んできた施策や事業、それぞれの総合計画を発展的に継承する中で、各地区の個性や特色を生かした次のプロジェクトの展開を図ります。ということで、6つ「暮らしと交流の情報発信拠点 八田」「活力あふれるいきいき生活拠点 白根」「南アルプスの観光拠点 芦安」「やすらぎのガーデンタウン 若草」「多彩な創造性を育む学習文化拠点 櫛形」「世界に開く広域交流拠点 甲西」といった形で6つの拠点プロジェクトを掲げてございます。

60ページは、それをイメージ化して図示したものでございます。

次に、79ページをお開き願います。

ここからは2つ目の大きなプロジェクトとしまして、新市発展プロジェクトということでまとめさせていただいてあります。

6町村の合併により、7万人を超える人口の大きな市になることから、合併前の単町村では実施できなかったような大規模事業や一体的な都市づくり、新市の更なる発展に向けた各種プロジェクトの展開を図ります。これらの取り組みは、本構想の計画期間(10年間)には実現が困難なもの、国や県、周辺市町村、民間事業者の協力や支援等が不可欠なものも含まれていますが、関係機関等の理解を得る中で、連携を図るとともに、行政だけでなく市民や地元企業など、本市全体が一丸となって取り組むことにより実現を目指します。ということで、軌道系新交通システムの整備導入、南アルプス山岳道路等の整備促進、地域に開かれた大学の誘致、峡西ブランド・峡西ネットの確立、新たな防災拠点の整備、中山間地域活性化対策の推進、以上6つを掲げてございます。

80ページ以降は、それらの説明とイメージ図をそれぞれ掲げてございます。

次に、92ページをお開き願います。

1枚めくっていただきますと人口でございます。人口の推計がしてございますが、昨年の国調の速報値によりますと6町村の全体が7万117人でございます。この構想の目標年次、平成24年には7万6千人強といった推計がしてございます。それから、21世紀の四半期が終了する2025年では7万8千弱といった推計をしております。

94ページには、人口規模の比較がしてございます。この6町村が合併いたしますと全国672市中、人口の規模でいいますと321番目の市になります。すなわち真ん中よりちょっと上、中の上

のランクといった規模でございます。それから県内では甲府市に次いで2番目の都市になります。

次に、95ページには全国と同規模の都市を掲げてございます。

それから、96ページにつきましては組織機構でございますが、6町村が合併したときにはどういった組織機構になるかということでありまして、これにつきましては来年5月の是非の決定後に行政サイドで詰めていくこととなりますが、現時点では類似団体といったものでイメージしていただきたいと思っております。京都府福知山市、和歌山県田辺市、千葉県八街市といったところが参考となります。

次に、97ページにつきましては現在の6町村の組織機構と、この類似団体の中の田辺市について一覧で比較したものが掲げてございます。

98ページは一般職の職員数でございますが、その表にございますように新市というのは現在の6町村でございます。公営企業は独立採算でございますのでそれを除いておりますが合計で687人。それから類似団体によりまして649人といった状況でございます。

99ページからは財政状況についてまとめてございます。そこに記述のとおり新市の財政状況について、本構想計画期間(10年度間)の予測は、おおむね次のとおりです。予測にあたっては普通交付税の合併算定替えや合併特例債など、合併に伴う財政特例制度を最大限に活用するとともに、合併による経費の節減効果等を見込んでおります。

ということで、100ページ、101ページに、それぞれ歳入歳出といった形で具体的な数字を載せてございます。101ページの最後のほうに歳入歳出といった形で、それぞれ合計数値さらには差し引きは収支とお考えいただいて結構ですが、10年間で約146億円の余剰財源といったものが見込まれております。それから102ページから105ページには、この数字を出した算出方法について説明してございます。

それから106ページ以降は、合併に伴う効果といった形で10項目に分けて記載してございます。1つ目が、行財政基盤の強化と行財政サービス水準の向上。2つ目が、大規模事業等の実施。3つ目が、行政執行体制の整備・強化。4つ目が、地域のイメージアップ。5つ目が、公共施設の利便性向上。6つ目が、支所・出先機関について。7つ目が、市民の行政直接参画システムの確立。8つ目が、地域バランスに配慮した事務事業の実施。9つ目が、6町村の歴史や文化・伝統等。それから最後の10項目としまして、生涯学習講座や各種スポーツ教室等の利便性拡大と、以上10項目にわたって記述してございます。

時間の関係上で概略ということでお許し願いたいと思っておりますが、以上、将来構想についての説明でございます。

よろしくご協議をお願いいたします。

議長(齋藤公夫君)

協議事項第2号 新市将来構想について、事務局より説明が終わりました。

委員の皆さんから、何かご質問はありませんか。

委員

今の新市発展プロジェクトのところですが、ここに軌道系新交通システム、いわゆるモノレールの整備導入というのがあるのですが、私はこの話を町民にしたときに非常に厳しいことを言われたんです。というのは「おい、冗談も休み休み言え。子供のマンガじゃあるまいし、こんなものは必要ない。もっとまじめに考えてやってくれないか」ということです。私、非常に厳しくお叱りを受けたんですけども、現在、中部横断道を凍結しようという国の気運が出ている。そういう中で県をはじめわれわれ町村も、必死に促進をお願いしておる大変な状況なんです。こういうときに今モ

ノレールが必要なのか、実現できるのか。これは10年先、20年先、これは必要ないものであるし実現は不可能であろうと思うんです。こういう構想を考えることは、住民に対して大変無責任であると思います。

また、大変失礼なことでもあろうかと思えます。町民の声が反映されていないから、こういうことになるのではないかと思います。このことについては、この構想から外してもらった方がいいのではないかと考えます。もっと足が地に着いた構想を立てるべきであると考えます。

次に、この6町村の地理的には一体だと書いてあるのですが、一体ではありません。かつて月夜でも焼けるといわれた土地とその下流の曇れば三寸といわれる話があるわけでございます。盆地の河川が集中して御勅使川の扇状地の伏流水に悩まされている地域があるわけでございます。野呂川の疎水反対という、かつてむしろ旗を立てて反対をしたこともございます。現に、この秋の大雨で甲西工業団地が浸水をいたしました。水が引いたら駐車場に鯉がいた。そしてその泥水が乾いてきたときにほこりが立って、企業の製品の品質に大きな影響があったということは事実でございます。

この将来構想の中にIT関連の先端技術と研究機関を整備するとあるが、そのためには、まずこの水を治めなければならないと思うわけであります。このことこそ国や県のご理解をいただく中で協力をしていただき、進めていかなければならないことではないかと思います。住民と企業が、将来、安心感の持てる構想を立てていただきたいと思うわけでございます。

構想の理念の中に「人と自然の共生」を謳っております。生活者の視点に立った、住みよい都市づくりを目指しております。ならば、水を治め、そして水を生かし、水と親しめる環境をつくりたいのであります。

そんな住みよい都市ができたならば、われわれとすればどんなに楽しいかと思うわけでございます。これこそ水に苦しめられてきた人々の夢であります。モノレールではないんです。かつて水害の地に暮らした人々、それに将来ここに暮らすであろう人々、その方々と共にこの願いを実現したいのであります。合併によって小さな町ではできなかったことが実現できるということであれば、どうかこの水を治め、水を生かすことを、この構想の中に盛り込んでいただきたいと思うわけでございます。

よろしく願いいたします。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

まず第1点が、軌道系システムの導入ということビジョンの中に描いておりますが、それは今の時代には合わないというご意見がございました。

実は、このビジョンを作成するにあたりまして、新市の構想として将来子供たちにも若者にも夢のあるようなまちづくりができないかということでありまして、山梨県下に現在7市あるわけですが、例えばこの峡西地域に市が実現したと仮定したならば、残念ながらこの峡西地域には軌道系のシステムがないということもございまして、どんなものを造るかということはまだはっきり明記しておるわけではありません。いずれにしても今、交通のいろいろな渋滞もあるし、そしてまた、市の範囲が非常に広くなるということなので、今のアクセスだけでは利用者に対しても、あるいは不便も生じるであろうということもありまして、将来の夢として軌道系交通システムの導入もビジョンの中に入れておこうということでもありますから、これは市ができたなら今すぐ造るとか、そういうことで入れたわけでもありません。将来の夢として、今は確かに景気も悪い。しかし将来あるいはどんな形で経済が発展するかも分からない。そんな時にこの軌道系の交通システムが峡西地域にあったならば、どんなに便利で若者にも夢を与えることかできるのではないかなということを想定し

て、これを取り入れたものであります。

次に、水害地域ということの解消、あるいはまた、干ばつ地域ということも、確かにこの西郡一帯にあるわけではありますが、そういうことも例えば本日のこの将来構想はあくまで案でありますから、これは決定されたものでもございません。ですから、そういう水にかかわる新たな計画をどうしても取り入れるということであれば、もちろんそういうものも取り入れた新市の構想をつくることにはやぶさかではございません。ですから、それらのことにつきましてはどういう形で、どういう項目で入れているのかどうなのか。そしてまた、現状のそれぞれの町村の長期計画を引き継ぐということになっております。ですから、例えば甲西町には甲西町として、今まで取り組んできた行政の基本計画というものがあろうかと思えます。ですから、その中には水の問題とかそういうものも含まれているのではないかと。例えば、干ばつ地域は干ばつ地域として、例えば白根町、八田村の周辺は灌漑施設などの整備も取り組みながら、将来的にもそういうものをしっかり維持していこうということでありますので、また、そういうものを引き継いでいくということでありますので、水の問題をまったく無視しているということではないということだけ、ぜひ、ひとつご理解をいただきたいと思うものであります、いかがでしょうか。

委員

将来構想というのは、これは新市の建設計画の基本となるものでありまして、この新市将来計画全過程のプランを立てるということが構想の主旨であります。そういう面からいくと、実現不可能なものは載せるべきではないと思うし、われわれが、もう武田信玄の時代から水に苦労してきていると、このことは構想に盛ってもらいたい。今、会長がおっしゃるように非常に前向きに、これを構想に入れることもやぶさかではないというご発言をいただきまして、私は本当にありがたいことだと思うのです。これがなければ、これから先の計画には入っていけないと思うわけでございまして、ぜひ、水を治めると。いわゆる今、引堤工事がなされているわけなんですけれども、盆地の水がすべて甲西町の南の端へ集まってくると。それを今、引堤工事をいつ仕上がるかも見当がつかないと、これははっきり所長が申しておることです。そういうものを何年ごろまでには国や県にお願いして完成させてくれるということをお願いするには、やはりこの構想の中にそういうことを盛り込んで欲しい。

そして水の問題については、われわれ具体的にはいろいろなことがあります。しかし、この構想の一端にぜひ入れてほしい。そうしなければ将来の計画に大きく支障が来たしてくるのではないかなと思うんです。このことは会長ぜひお願いをしたいと思えます。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございます。

それでは、水の問題につきましてであります、これは水に対する項目というものを1つ加えて、新しい構想の中に入れることには、まったく問題はございませんし、また、そういう意見が強いということであれば、もちろん取り入れたいと思えます。

そこで細かなことは、またそれぞれ町村の長期計画なり行政を引き継ぐということになっておるので、甲西町のいろいろな諸問題はそのまま引き継がれるものと思えます。

事務局から、ちょっと補足説明があるそうですが、とりあえずちょっとそれを聞きたいと思えます。

事務局（上野健君）

先ほどは、時間の関係で説明を省略したのですが、今の件について補足説明をさせていただきたいと思えます。

まず、新交通システムでございますが、新交通システムの導入については、各町村からの要望が出ているということで、こうしたことを踏まえて記述がされたということでございます。

それからモノレールということで決まったわけではありません。モノレールの例と路面電車の例、あるいはまた違った新交通があるかもしれませんが、そういったものの検討に入るといったことでございますので、そういった点をご理解いただきたいと思います。

それから水の件でございますが、先ほど省略いたしました構想の49ページをお開き願います。

その49ページの一番上でございますが、良質な水の供給ということで、施設等の改修、水質検査の実施、水源周辺の環境保全などを行い、安全で良質な水の供給を図ります。安全で良質な水を安定的に供給するため、事業の経営基盤の強化と老朽化した施設設備の更新などを踏まえ、新たに新市の水道整備計画を策定します。

それから、ちょっと戻りますが47ページをお開き願います。

その下のほうでございますが、(2)都市空間の整備の でございますが、河川・都市下水路の整備。洪水や浸水による災害を未然に防止するため、小規模河川や水路の改修整備を進めます。48ページに移りますが、本市内の一部低地域における集中豪雨時の浸水対策のため、都市下水路の整備を推進し、安全で快適な市民生活の確保を図ります。また、河川空間を市民のレクリエーションの場として活用するため、親水公園化や水辺景観の創出を図ります。ということで、考え方と趣旨についてはここに述べさせていただいてあります。これからの具体的なことにつきましては、今、会長からお話ありましたように、個々に事業計画として詰めていく必要があるのではないかと思います。

一応、考え方と方向付けは、ここに触れさせていただいてございます。

よろしく願いいたします。

議長(齋藤公夫君)

今、補足の説明がございましたが、大きな項目ということでもないわけですが、一応、水に対する取り組みあるいは河川等々に対する整備の考え方、そんなことも一応記載をしておりますが、これにさらになにか付け加えるということでしょうか、これではご理解願えないでしょうか。

委員

今のご説明は、これは下水と上水でして、それから小規模河川とある。小規模ではない大規模河川、いわゆる建設省あるいは山梨県が管理しておるその河川が、非常に今、甲西町において大きな水害をもたらしている。サイフォン式の河川が3本もあるんですよ。そういうものを基本的に改修して欲しい、このことを構想に盛り込みたいということでありまして、今ここで謳っておることとは全然意味が違うと思います。

議長(齋藤公夫君)

分かりました。

それでは、一応、細かなことはこのような形で記載されておりますが、甲西町等々でご心配のある水に対する将来的な安全対策ということで、ある程度、大規模な河川改修などにも取り組むということで、どこか項目を付け加えさせていただいて、細かなことにつきましては、いずれ甲西町の町長さんはじめ関係の皆さんとご協議するというので、よろしいでしょうか。

委員

そういうことでも結構です。ただ、ここでご意見がありましたら皆さんからもお聞きしておいたほうがいいのかと思いますし、私が1人でよく会長になんか文句を言っているようですけども、決して私もそういうつもりではありませんで、前向きに考えております。

特に、われわれの多くの甲西町の先輩が、この水の問題で苦勞してきたと。このことを今この合併のときにはっきり言って、それを解消してもらう方向を探っていただくことが、われわれの使命だと思うからこういう発言をしているわけですし、そのことはご理解いただきたいと思ひます。

議長（齋藤公夫君）

それでは、その項目を付け加えるということで、ぜひ、ひとつご理解願ひたいと思ひております。細かなことにつきましては、ぜひまた地元の町長さんはじめ関係者の皆様とご協議をいたしますので、ぜひ、ひとつそんなことをご理解を願ひたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（異議なし。の声）

また、軌道系の交通システムの問題は、先ほど補足がありましたようにモノレールとか特別そういうものを造るということは明記してありません。ただ、協議の中でも新しい市の中で軌道系のシステムがないと。ですから将来、そういうことも検討の中に入れようということでもありますから、今どうしても、どういふものを造るんだということを謳っておるわけでもありませんので、それをぜひ、ひとつご理解を願ひたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声）

分かりました。

それでは、そんなことをご理解を願ひたいと思ひます。

そのほか皆さんのほうから何かご意見ございますか。

（なし）

ご意見もないようでありますので、以上で質疑を打ち切らせていただきます。

協議事項第2号の新市将来構想につきましては、先ほどのご意見を付け加えて、これを作成したいということで、この原案にご異議がありませんでしたら、拍手をもってご承認を願ひたいと思ひますが、よろしく願ひします。

（拍手）

ありがとうございました。

本件につきましては、その項目を1つ付け加えて、これらを原案として決定させていただきます。

ありがとうございました。

議長（齋藤公夫君）

協議第3号 住民意向調査実施について

事務局より説明を願ひいたします。

事務局（上野健君）

それでは、お手元の資料の7ページをお開き願ひします。

協議第3号 住民意向調査についてのご説明いたします。

それと併せまして、別紙2をお配りしてございますが、住民意向調査票を併せてご覧いただきたいと思ひます。

まず目的でございますが、合併に関する協議結果及び新市将来構想等を住民に示し、峡西6町村の合併に対する住民の意向を把握することを目的とする。

実施時期でございますが、平成14年3月1日から4月30日の2カ月間でございます。

調査方法でございますが、平成14年1月1日現在の各町村18歳以上、約5万7,500人になりますがこれらの住民の方々全員を対象とするアンケート方式でございます。

内容は、別紙2のとおりでございますが、設問の1としまして、町村名それから年齢、性別。設

問の2としまして、合併の必要性。設問の3としまして、当6町村の合併についての意向でございます。

集計及び分析でございますが、専門調査機関に委託の予定であります。

配布及び回収でございますが、それぞれ郵送であります。対象者への発送は協議会事務局で行いますが、回収、その結果は専門調査機関に直接回収するような方式を考えております。

調査結果の取り扱いでございますが、調査機関からの報告後、直ちに各町村に結果を通知いたします。それから、今お集まりの合併協議会の委員さん全員に結果を送付する予定でございます。

以上でございます。

よろしくご協議をお願いします。

議長（齋藤公夫君）

住民意向調査につきましては、以上説明をしたとおりであります。これにつきましてなにかご意見ありましたらどうぞ。

（ な し ）

ご意見がありませんので、協議事項第3号 住民意向調査実施要綱について、これを原案のとおり決することにご異議がありませんでしたら、拍手をもってご承認をお願いいたします。

（ 拍 手 ）

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長（齋藤公夫君）

協議第4号 平成13年度合併協議会補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（清水栄男君）

お手元の資料の8ページをお開き願います。

協議第4号 平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,280万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ6,695万9千円でございます。

第2条の継続費でございますが、ただいまご承認をいただきました住民意向調査が平成14年3月から4月、年度で申し上げますと13年度、14年度の2カ年度にわたる事業執行でありますので、継続費を設定しております。

8ページの一番下の第2表 継続費をご覧いただきたいと思っております。

総事業費が1,906万6千円でございます。年割額は、平成13年度が1,673万5千円、平成14年度が233万1千円でございます。

次の9ページから、歳入歳出事項別明細書でございます。

中ほどをご覧いただきたいと思っております。

2の歳入、1款、負担金2,280万円、1項、1目、町村負担金でございます。各町村が380万円をご負担していただきまして、6町村で2,280万円でございます。

3の歳出、2款、事業費2,280万円、1項、1目の事業推進費でございます。これは住民意向調査経費および将来構想策定等に要する経費でございます。

11の需用費498万円、新市将来構想概要版、住民意向調査の印刷費および消耗品費でござい

ます。

12の役務費1,236万3千円、これは住民意向調査の調査票の送付および回収のための郵送料でございます。

13の委託料545万7千円、これは住民意向調査の集計分析の委託料および新市将来構想の策定にかかりますイラスト等の増加に伴う委託料でございます。

以上、歳出総額2,280万円でございます。

よろしく願いいたします。

議長（齋藤公夫君）

ただいま事務局から、補正予算等の内容の説明がございましたが、なにかご意見、ご質問ございましたら挙手をお願いいたします。

（なし）

それでは、ご質問がありませんので以上で質疑を打ち切らせていただきます。

協議第4号 平成13年度合併協議会補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決することにご異議ありませんでしたら、拍手をもってご承認願います。

（拍手）

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で予定しておりました案件の議案は、すべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

ここで議長を下ろさせていただきます。

事務局長（大野昌樹君）

ありがとうございました。

以上で議事は終わらせていただきます。

次に、その他の件につきまして、事務局の方から連絡等がありますので、よろしく願いしたいと思えます。

事務局（上野健君）

その他ということで、事務局から一、二ご連絡させていただきます。

まず今後の予定でございますが、本日、将来構想等をご承認いただきましたので本印刷に入ります。来年1月20日ごろを予定しておりますが、概要版として協議結果とともに全戸配布をいたします。その翌週から、各地区にわたりまして住民説明会を行います。それから、今、ご承認いただきましたアンケート調査を行いまして、来年5月に最終的な是非の決定をしていただくといった運びでございます。

それで、お手元にちょっと大きい表でございますが、住民説明会の日程表をお配りしてあります。一応、決定というご理解で結構ですが、1月28日からスタートいたします。それから2月28日まで、原則として夜間でございますが、休日の場合には昼間といったことで行います。

ここにお集まりの委員さん方をお願いでございますが、特に地元を中心といたしまして都合のつく限り、ご同席していただければありがたいと思えます。

なお、この説明会の主催につきましては、各町村と協議会の共催といった形で進めさせていただきます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

事務局長（大野昌樹君）

その他の件について、なにか質問等ございますでしょうか。

（ な し ）

質問等がないようですので、その他の件については以上で終わらせていただきます。

これで本日予定いたしました日程のすべてを終了いたしました。

以上で第9回合併協議会を閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時30分